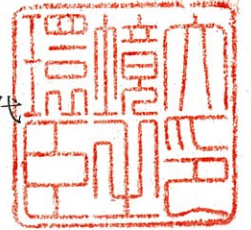


諮問第439号  
環水大土発第1606271号  
平成28年6月24日

中央環境審議会会長  
浅野直人 殿

環境大臣  
大塚 珠 代



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）について、

- （1）別紙1の農薬に関し、告示第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
  - （2）別紙2の農薬に関し、告示第4号の環境大臣が定める基準を設定すること
- について貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

イソプロピルアンモニウム = (RS) - 2 - (4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル) ニコチナート (別名イマザピルイソプロピルアミン塩又はイマザピル)

2 - [(RS) - 4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル] - 5-メトキシメチルニコチン酸アンモニウム (別名イマザモックスアンモニウム塩)

ナトリウム = (Z) - 9-オクタデセノアート (別名オレイン酸ナトリウム)

5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3 (2H) -オン (別名クロリダゾン又はPAC)

シアン酸ナトリウム (別名シアン酸ナトリウム)

2', 3-ジブromo-4'-クロロ-1 - (3-クロロ-2-ピリジル) - 6' - {[(1RS) - 1-シクロプロピルエチル] カルバモイル} ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名シクラニリプロール)

6-クロロ-N<sup>2</sup>, N<sup>4</sup>-ジエチル-1, 3, 5-トリアジン-2, 4-ジアミン (別名シマジン又はCAT)

2 - [8-クロロ-3, 4-ジヒドロ-4 - (4-メトキシフェニル) - 3-オキソキノキサリン-2-イルカルボニル] シクロヘキサン-1, 3-ジオン (別名フェンキノトリオン)

1 - (4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) - 3 - (3-トリフルオロメチル-2-ピリジルスルホニル) 尿素 (別名フラザスルフロン)

5-ジプロピルアミノ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-4, 6-ジニトロ-*o*-トルイジン (別名プロジアミン)

6-ヒドロキシ-2H-ピリダジン-3-オンカリウム塩 (別名マレイン酸ヒドラジドカリウム)

4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸イソプロピルアンモニウム (別名MCPAイソプロピルアミン塩)、4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸エチル (別名MCPAエチル) 及び4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸ナトリウム (別名MCPAナトリウム塩)

(別紙2)

4-アミノ-N-tert-ブチル-4, 5-ジヒドロ-3-イソプロピル-  
5-オキシ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド (別名ア  
ミカルバゾン)

2syn-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[ (1RS,  
4SR, 9RS) -1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1,  
4-メタノナフタレン-5-イル] ピラゾール-4-カルボキサミド及び2a  
nti-異性体: 3-(ジフルオロメチル)-1-メチル-N-[ (1RS,  
4SR, 9SR) -1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-9-イソプロピル-1,  
4-メタノナフタレン-5-イル] ピラゾール-4-カルボキサミドの混合物  
(別名イソピラザム)

(RS) -1- { 1-エチル-4-[ 4-メシル-3-(2-メトキシエトキシ)  
-o-トルオイル] -1H-ピラゾール-5-イルオキシ } エチル=メチ  
ル=カルボナート (別名トルピラレート)

5-クロロ-2-(3, 4, 4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルスル  
ホニル) -1, 3-チアゾール (別名フルエンズルホン)

(E) - { 2-[ 6-(2-クロロフェノキシ) -5-フルオロピリミジン  
-4-イルオキシ] フェニル } (5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジ  
ン-3-イル) メタノン=O-メチルオキシム (別名フルオキサストロビン)

中環審第920号  
平成28年6月28日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



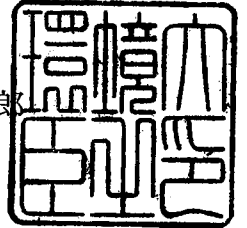
農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成28年6月24日付け諮問第439号をもって環境大臣より、当審議会に対し  
てなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、  
土壤農薬部会に付議する。

諮問第530号  
環水大土発第2007081号  
令和2年7月8日

中央環境審議会会長  
武内和彦 殿

環境大臣  
小泉進次郎



農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸(別名ポリオキシンA)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロン酸(別名ポリオキシンB)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2,3-ジデオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-ヒドロキシメチル-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロン酸(別名ポリオキシンG)、1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-メチル-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸(別名ポリオキシンH)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-5-メチル-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロン酸(別名ポリオキシンJ)、1-[5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロノイル]-3-エチリデン-2-アゼチジンカルボン酸(別名ポリオキシンK)、5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミド)-1,5-ジデオキシ-1-(1,2,3,4-テトラヒドロ-2,4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフランウロン酸(別名ポリオキシンL)及び5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2,

3-ジデオキシ-L-キシロンアミド)-1, 5-ジデオキシ-1-(1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキソピリミジニル)-β-D-アロフラン  
ウロン酸 (別名ポリオキシンM) の混合物 (別名ポリオキシン複合体)

5-(2-アミノ-5-O-カルバモイル-2-デオキシ-L-キシロンアミ  
ド)-1-(5-カルボキシ-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-2, 4-ジオキ  
ソピリミジニル)-1, 5-ジデオキシ-β-D-アロフランウロン酸亜鉛塩  
(別名ポリオキシンD亜鉛塩)

ニリン化三亜鉛 (別名リン化亜鉛)



(別紙2)

3, 5-ジニトロ- $N^4$ ,  $N^4$ -ジプロピルスルファニルアミド (別名オリザリン)

2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イル= (ジブチルアミノチオ) メチルカルバマート (別名カルボスルファン)

ジメチル=テトラクロロテレフタレート (別名クロルタールジメチル)

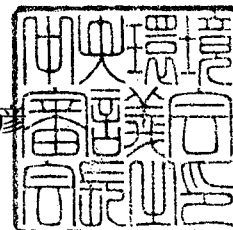
エチル= $N$ - [2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチルベンゾフラン-7-イルオキシカルボニル (メチル) アミノチオ] - $N$ -イソプロピル- $\beta$ -アラニナート (別名ベンフラカルブ)

中環審第1123号  
令和2年7月8日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会  
会長 武内

和彦



農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

令和2年7月8日付け諮問第530号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。